

学校感染症による出席停止について

下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法の規定により集団感染を予防する目的で「出席停止」の措置をとることになっております（出席停止の期間は欠席にはなりません）。登校するには、医師からの許可が必要になりますので、下記の治癒証明書にご記入いただき、担任までご提出下さい。

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

「学校において予防すべき感染症の解説」及び「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年2月1日施行）」より

主治医 殿

ご多忙中恐縮ですが、証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

東京都立竹早高等学校長

きりとせん

治 癒 証 明 書

1 生徒氏名 _____ (年 組 番)

2 病名 _____

3 出席停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (治療期間)

令和 年 月 日より登校を許可します

上記のとおり感染症に罹患していたことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印